

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造に係る認定を次のとおり行いました。その関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において一般の縦覧に供します。

令和五年十一月十日

奈良県知事 山下 真

一 認定番号

奈良県指令建第五九一―一号

二 認定年月日

令和五年十月二十五日

三 一団地の区域

生駒郡三郷町三室一丁目五三一番地ほか四筆